

Press Release

砺波労働基準監督署発表
令和6年8月2日（金）

【照会先】 砺波労働基準監督署
署長 山越 立
監督・安衛課長 谷川 晃司
（電話）0763-32-3323

報道関係者 各位

**タクシー・ハイヤー事業者に対し
労働時間管理等に関する説明会を開催します！！
～いわゆる2024年問題への適切な対応等～**

砺波労働基準監督署は、タクシー・ハイヤー運転者の労働条件の向上を図ることを目的に
(1)働き方改革推進のための改正労働基準法(36協定作成上の留意点等)
(2)「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」
等について、下記により「労働時間管理等に関する説明会」を開催します。

タクシー・ハイヤー輸送は、お客様の生活交通を支えることが仕事であるため、時として長時間労働になることがあります。長時間労働により、タクシー・ハイヤー運転者の疲労が蓄積し健康を損なうこと、また、そのことを起因とした交通事故や予期せぬ災害に発展したりすることを未然に防ぐ必要があります。

そのため、2024年4月から、タクシー・ハイヤー運転者にも、時間外労働の上限を定めた労働基準法の規制(時間外労働の上限規制)が適用されています。

新しい規制について理解を深めていただき、遵守徹底を図ることを目的として、下記により説明会を開催します。



記

開催日時：令和6年8月9日（金） 午後2時から午後3時30分まで

開催場所：砺波労働基準監督署 会議室

（砺波市広上町5-3）

対象者：砺波市、小矢部市及び南砺市で

タクシー・ハイヤーの事業を営む企業

取材方、どうぞよろしくお願ひいたします

トラック・バス・タクシー業に携わるみなさまへ

くらし、
はたらき、
ともに
ススめ!



自動車運転者にも

2024年
4月から

時間外労働の
上限規制が
適用されます

改善基準
告示も改正
されます

働き方改革
コンダクター
小芝風花

働き方改革を進めましょう! 詳しくは特設サイトへ!

